



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 OCTOBER / 186号

★ 商標の顕著性(2) ★

商標が登録されるためには、幾つかの条件を満たす必要があります、そのうちの1つは出願された商標が顕著性を有することです。顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるため、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2015-12897	スキンキュア	第3類 化粧品など 第5類 薬剤など	無	「皮膚用化粧品」及び「外用薬剤」との関係では、「皮膚治療用のもの」であることを認識させるにすぎない。
異議 2016-900046	あそんでたべよう	第30類 菓子など	有	本件商標は、その指定商品との関係において、直接的、具体的な意味合いが認められず、商品の宣伝広告を表示するものとして認識させるとはいいい難い。
不服 2014-92521	モゾモゾ体操	第41類 整体治療に関する知識の教授など 第44類 整体治療など	有	「モゾモゾ体操」の文字は、本願商標の指定役務を取り扱う業界において、使用されていることが伺えるものの、その数は、ごく僅かであるから、該文字が、具体的な役務の質を表すものとして、取引上普通に使用されているとまではいうことができない。
不服 2015-20361	パワーシール	第19類 建築用または構築用シーリング材	有	「強力な建築用又は構築用密閉素材（シーリング材）」の意味合いが生じるとはいいい難いものである。
不服 2015-7668	HYBRID UMOU	第24類 羽毛布団など	無	布団の詰め物として羽毛と合成繊維等の異なる材料を機能的に組み合わせて構成した商品「布団」について、「ハイブリッド羽毛布団」又は「ハイブリッド羽毛ふとん」の表示を使用している実情が認められる。
不服 2015-21075	サイクルステーション	第39類 駐輪場の提供など	無	「サイクルステーション」の文字が、「サイクリングの休憩場又は自転車の駐輪場」等の意味合いで使用されている実情がある。
不服 2015-21653	NATIVE ENGLISH ネイティブ イングリッシュ	第9類 英語教育用又は英語学習用のコンピュータプログラムなど	無	需要者は、「英語を母国語とする人が使う英語」を内容とする商品及び「英語を母国語とする人が使う英語」に関する役務であることを表したものとして理解するにすぎない。

(裏面に続く)

(続き)

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2015-21114	INTENSIVE CARE	第3類 リップクリーム, スキンクリーム	有	「INTENSIVE CARE」の文字が、自他商品の識別標識としての機能を有しないといえるほどに、取引上普通に用いられていると認めるに足る事実は見いだせなかった。
不服 2014-15575	CASABLANCA	第14類 腕時計	無	必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地（モロッコの港町 Casablanca）において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである。
不服 2016-3199	PRC	第28類 おもちゃ, 運動用具など	有	「PRC」の欧文字が、中国 (People's Republic of China) を表すものとして、本願商標の指定商品を取り扱う取引者、需要者に広く認識されている事実を発見することはできなかった。
不服 2016-1615	Wireless Talk ワイヤレス トーク	第9類 電気通信機械器具など	有	「Wireless Talk」又は「ワイヤレストーク」の文字が、商品の品質を表示するものとして普通に用いられていると認めるに足る事実は見いだせなかった。
不服 2015-20159	いぶりがっこ	第29類 燻煙した沢庵漬	無	「いぶりがっこ」の文字は、(秋田県を中心として)「燻した大根を漬け込んだ製法からなる漬物」を表示するものとして一般に使用されている。
不服 2015-16795	汗ジミブロック	第3類 せっけん類, 化粧品など	有	本願の指定商品について、「汗ジミブロック」の文字が、商品の品質等を表示するものとして、取引上一般に使用されている事実を発見することができない。
不服 2015-16529	毛周期コントロール	第3類 せっけん類, 化粧品 第5類 薬剤, サプリメント	有	「毛周期コントロール」の文字が、その指定商品の品質等を表示するものとして、取引上一般に使用されているという事実を見いだすことができない。
不服 2016-2808	思い出査定	第35類 インターネットを利用したオークションの企画・運営又は開催, など	有	「思い出査定」の文字が、「思い出を考慮して査定すること。」の意味合いを直ちに理解させ、本願の指定役務の質を直接的、かつ、具体的に表示するものと取引者、需要者に認識されるとはいいい難いものである。